

浜松市上下水道部公告第7号

下記の物件について、せり売り形式の入札による売払いを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市上下水道部契約規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号）が準用する浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月14日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

記

1 入札件名

第2回 令和7年度 浜松市上下水道部廃車売払契約

2 入札に付する物件

売却区分番号	物件名称	物件の概要	予定価格	入札保証金
1	浜松市上下水道部 廃車車両（軽貨物）	ダイハツ ハイゼットカーゴ 軽貨物 初年度登録年月：平成19年10月 車台番号：S320V-0098425	5,000円	500円
2	浜松市上下水道部 廃車車両（軽貨物）	ダイハツ ハイゼットカーゴ 軽貨物 初年度登録年月：平成20年11月 車台番号：S321V-0026287	5,000円	500円

3 入札について

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI官公庁オークション」という。）を利用する。

4 入札担当課

〒430-0906 静岡県浜松市中央区住吉五丁目13番1号
浜松市上下水道部上下水道総務課（住吉庁舎）調達・会計グループ
電話：053-474-7014 FAX:053-474-0247
メールアドレス：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

5 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

(更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (4) 浜松市上下水道部が定める浜松市上下水道部公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 車両の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有する者であること。

6 契約事項及び入札説明書を示す場所及び期間

- (1) 場所 浜松市ホームページ及びKSI官公庁オークション上
- (2) 期間 令和8年1月14日(水)から令和8年2月3日(火)まで

7 入札の参加申込等に関する事項

(1) 参加申込期間

令和8年1月14日(水)午後1時から令和8年2月3日(火)午後2時まで

入札に参加しようとする者は、KSI官公庁オークションの画面上での参加仮申込を始め、本申込における書類提出など入札までの一連の手続きを行うこと。

8 下見会の開催

- (1) 事前に連絡のあった希望者に対し開催する。
- (2) 下見会において、車両の確認をしない場合は、KSI官公庁オークション浜松市上下水道部サイトに掲載している物件の写真や情報などを承知したものとみなす。

9 入札を行う場所及び期間等

- (1) 場所 KSI官公庁オークション上
- (2) 期間 令和8年2月17日(火)午後1時から令和8年2月19日(木)午後11時まで
- (3) 開札 令和8年2月26日(木)午後5時から

10 入札の方法

- (1) KSI官公庁オークション上で入札価格を登録する。
- (2) 郵便等による入札書の提出は認めない。

- (3) 入札価格の登録は入札期間中であれば何回でも行うことができる。ただし、KSI 官公庁オークション上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできない。また、一度行った入札について、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

1.1 開札及び落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、浜松市上下水道部は開札を行い、KSI 官公庁オークション上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者とする。
- (2) 最高価格での入札者が複数存在する場合は、先に設定した人を落札者とする。
- (3) 落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号及び落札価格を KSI 官公庁オークション上に公開する。

1.2 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、浜松市上下水道部が定めた入札保証金を指定された納付方法（入札に参加しようとする者名義のクレジットカードによる納付）により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金については、浜松市上下水道部との間で契約締結する「物品売払契約書（総価契約）」の条項に基づき契約保証金に充当する。
- (3) 落札者以外の納付した保証金は、引落としを行わない。ただし、クレジットカードの引落し時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引落しを行い、翌月以降に返還を行う場合がある。
- (4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しない。

1.3 契約の締結

落札者は、令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時 15 分までに契約を締結しなければならない。

1.4 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和 8 年 3 月 10 日（火）までに浜松市上下水道部が用意する納付書により売払代金を納付しなければならない。
- (2) 売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。
- (3) 期限までに売払代金の納付をしない場合は、契約解除となり、一定期間、浜松市上下水道部の実施する入札に参加できない可能性がある。

1.5 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札及び本ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

1 6 所有権の移転、名義変更等

- (1) 売払物件の所有権は契約を締結し、落札者が売払代金を納付した時に移転する。
- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、所有権移転に要する費用、公租公課等は落札者の負担とする。

1 7 売払物件の引渡し期限及び場所

- (1) 期限 売払代金納付後 10 日以内
- (2) 場所 浜松市上下水道部住吉庁舎
浜松市中央区住吉五丁目 13 番 1 号

1 8 その他

- (1) 売払物件は経年劣化、キズ及び不具合箇所があることを充分理解した上で入札すること。
- (2) 契約締結後に、浜松市上下水道部の責に帰することができない事由により滅失及び毀損が生じた場合は、浜松市上下水道部に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。